

令和6年度

壱岐市保育施設入所の手引き



入所受付期間

【一斉申込（令和6年4月1日入所）】

令和5年11月1日（水）～12月14日（木）

【年度途中申込】

入所開始希望日の1カ月前から随時受付

令和5年10月

壱岐市いきいろこども未来課

保育所入所までの流れ

1 希望保育所を決める

施設の説明・見学を希望される場合は各施設にお問い合わせください。

保育所の申込時には、必ず第3希望までご記入ください（希望どおりにならないことがあります）また、壱岐市では原則、年度中の転園は不可となっておりますので、申請の際にはその旨ご了承ください。



2 申込書類を提出する

申込書類を作成し、第1希望の保育施設または壱岐市いきいろ子ども未来課、各庁舎市民班窓口まで提出してください。

申込に必要な書類は保護者または同居している家族の状況によって異なりますので、各種書類を揃えての提出をお願いします。



3 入所決定

（一斉申込の場合：1～2月頃 / 年度途中申込の場合：受付から1～2週間程度）
入所が決定したら、市から入所承諾書が届きます。また、保育所で入所説明会（または面談）等が開催されますので、それを参考に準備物等を揃えてください。

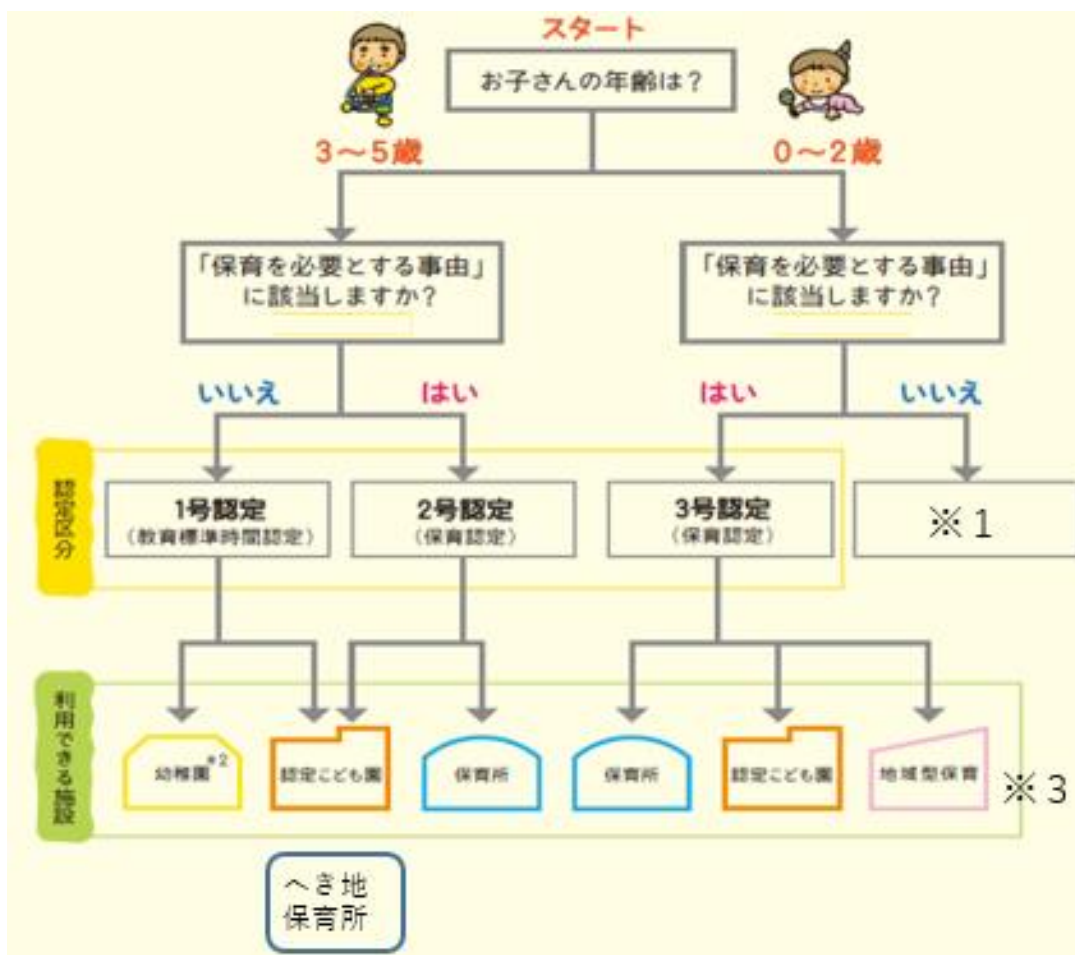
入所に関する注意事項

- 入所申込後、支給認定や利用希望が定員超過した場合に行います利用調整の結果により、入所をお断りすることや利用する保育所を変更していただくこともありますのでご了承ください。
- 申込の後、入所を辞退するときは、速やかにいきいろ子ども未来課もしくは入所予定の保育所までご連絡ください。
- 保育所は保護者の就労や疾病等により、家庭で保育を行うことが困難である乳幼児を保育する施設です。
そのため、利用するには幼稚園や認定こども園（幼稚園部）とは異なり、保育を必要とする事由（保育の必要性）が必要となります。
（石田こども園・へき地保育所は保育の必要性がない場合でも利用できますが、3歳以上に限られ、利用時間等が通常の保育所利用とは異なります）

吉岐市内の保育施設

施設名	施設の特徴
認可保育所	就労や病気などの理由により家庭で児童の保育ができないとき、家庭に代わって保育を実施するほか、地域の子育て支援も行います。
認定こども園	就学前の児童に教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て支援も行います。
小規模保育施設	0～2歳児クラスの児童で少人数（定員6人以上19人以下）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
へき地保育所	定員60人以上の保育所を設置することが困難な地域に設置する小規模保育所です。3歳以上が利用対象となります。

あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



- ※1 必要に応じて、一時預かり等の支援を受けることができます。
- ※2 保育の必要性に該当する場合でも幼稚園を利用することは可能です
- ※3 地域型保育とは、小規模保育施設等の施設を指します。

《認可保育所（園）》

名 称	所 在 地	公・私	対象年齢	電話番号
武生水保育所	郷ノ浦町郷ノ浦 495	公立	0歳児～	47-0741
勝本保育所	勝本町仲触 1821-2	公立	0歳児～	42-0093
芦辺保育所	芦辺町諸吉大石触 665	公立	0歳児～	45-1104
八幡保育所	芦辺町諸吉本村触 1310-1	公立	1歳児～	45-2766
壺岐保育園	郷ノ浦町片原触 80-1	私立	0歳児～	47-0888

《幼保連携型こども園》

名 称	所 在 地	公・私	対象年齢	電話番号
石田こども園	石田町石田西触 1220	公立	0歳児～	44-5062

《小規模保育施設》

名 称	所 在 地	公・私	対象年齢	電話番号
まごころ保育園	郷ノ浦町永田触 298-1	私立	0～2歳児	47-1222
こどもの家	郷ノ浦町柳田触 893-1	私立	0～2歳児	47-3633
めぐみ保育園	芦辺町諸吉本村触 27-1	私立	0～2歳児	45-4820
めぐみ心の保育園	芦辺町諸吉本村触 27-1	私立	0～2歳児	45-4820

《へき地保育所》

名 称	所 在 地	公・私	対象年齢	電話番号
柳田保育所	郷ノ浦町柳田触 201	公立	3～5歳児	47-0112
志原保育所	郷ノ浦町大原触 90-2	公立	3～5歳児	47-0107
三島保育所	郷ノ浦町大島 526-2	公立	3～5歳児	47-0741
三島保育所長島分園	郷ノ浦町長島 45	公立	3～5歳児	47-0741
三島保育所原島分園	郷ノ浦町原島 487-2	公立	3～5歳児	47-0741

へき地保育所の閉園について

へき地保育所については、平成26年の壺岐市子ども・子育て会議の答申を基本とし、以下のとおり閉園の進め方を進めて参ります。

初山・沼津・渡良保育所：令和5年度（令和6年3月）をもって閉園

柳田・志原保育所：令和6年度（令和7年3月）をもって閉園

保育所の入所について

保育所・認定こども園・小規模保育施設の利用を希望される場合には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。子どもの年齢や保育認定の事由により「保育認定の有効期間（保育所を利用できる期間）」及び「保育必要量（保育所を利用できる時間）」が異なります。

年齢区分	認定区分	保育の必要性	対象児童	保育必要量	利用可能施設
満3歳以上	1号認定	なし	保育を必要とせず、 教育を希望する児童	教育標準時間	へき地保育所・認定こども園(幼稚園部)・幼稚園
	2号認定	あり	保護者の就労や疾病等の 理由により保育を必要とする 児童	保育標準時間	認定こども園(保育所部)・認可保育所・へき地保育所
満3歳未満	3号認定			保育短時間	認定こども園・認可保育所・小規模保育施設

保育の必要性の認定を受けるには、父・母、また同居している65歳未満（令和6年4月1日時点）の家族いずれもが、次の表のいずれかに該当する場合で、家庭での保育が困難であることが条件となります。

	保育認定の事由	保育認定事由の要件
1	就労	1カ月当たり実働64時間以上の就労をしていること
2	妊娠・出産	妊娠に伴う心身の不調等により家庭での保育が困難であること
3	保護者の疾病・障害	保護者が疾病、負傷、または障害を有していること
4	同居親族の介護・看護	長期にわたる疾病・または障害を有する同居の親族を 常時介護していること
5	災害復旧	保護者自身が被災し、その災害復旧に当たっていること
6	求職活動	求職活動を継続的に行っていること
7	就学	1カ月当たり実働64時間以上の就学をしていること
8	育児休業	既に保育所を利用している児童で、育児休業取得時に 引き続き保育が必要であると認められること
9	その他	上記に類する状態にあると認められる場合

上記の内容を証明するため、保護者の方にそれぞれ必要書類を提出していただく必要があります。

必要提出書類一覧

		提出対象となる場合	必要添付書類
①	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書	入所希望者 全員必須	
②	勤務（内定）証明書	就労を理由に保育ができない方	内職の場合は納品先 自営の場合自営主からの証明があるもの
③	就労状況（予定）申告書 ※③に該当する方は ②勤務（内定）証明書の記入も必要です	就労を理由に保育ができない方 自営・在宅勤務の方、経営者が自身または親族の方、 内職の方 （職業が自営業・農業・漁業などの方）	確定申告書の写し 収支内訳書の写し等
④	求職活動状況報告書	求職活動中のため保育ができない方	ハローワークカード等、 就職活動の状況がわかるもの
⑤	介護・看護状況申告書	家族の介護、介護等で保育ができない方	病院等の診断書の写し 各種障害者手帳等の写し
⑥	出産（予定）証明書 または母子手帳の写し	出産（予定）の方	出産（予定）証明書、 母子手帳の写し（予定日の記載部分の コピー）
⑦	理由書等	幼稚園や保育所に通園していない就学前の兄弟・姉妹がいる方	児童民生委員の証明書
⑧	事業所内保育施設等在園証明書	いき・さくらば保育園に就学前の兄弟・姉妹がいる方	
⑨	転入に関する誓約書	申請時に老岐市に住民票を有していない方が入園を希望する場合	

- 65歳未満（令和6年4月1日時点）の同居家族については、保育の必要性の認定のためにそれぞれ必要となります。（別世帯でも同一住所に居住している場合は必要）
- 支給認定書以外の添付書類は、同一世帯に入園希望児童が2名以上いる場合、1名分を原本とし、他の入園希望児童の添付書類はコピーでも可としています。
- 入所後も、家族の状況に変更があった場合には、異動届と共に上記の書類が必要となります。保育料や保育の必要量の変更に關わる場合がありますので、速やかな提出をお願いします。
- 各様式については老岐市 HP からダウンロードが可能です。また、老岐市いきいろ子ども未来課（郷ノ浦庁舎）他、各支所でもお渡しできますので、お問い合わせください。

保育必要量（保育所を利用できる時間について）

① 保育必要量（保育所を利用できる時間について）

保育必要量には①保育標準時間②保育短時間の2種類あり、保育認定の事由や保護者の就労時間等により認定します。

利用時間	区分
就労/介護・看護/就学	1カ月当たりの就労等の時間によって変わります。
	120時間以上⇒保育標準時間
	64時間以上120時間未満⇒保育短時間
妊娠・出産/疾病・障害/災害復旧	保育標準時間
求職活動/育児休暇中	保育短時間

各保育所 利用時間・開所日

認可保育所	
	利用（開所・閉所）時間
保育標準時間	7時30分～18時30分
保育短時間	8時00分～16時00分
石田こども園	
	利用（開所・閉所）時間
保育標準時間	7時30分～18時30分
保育短時間	8時00分～16時00分
※1号認定保育	7時30分～14時00分
へき地保育所	
	利用（開所・閉所）時間
保育標準時間	7時30分～18時00分
保育短時間	8時00分～16時00分
※1号認定保育	8時00分～15時00分

1号認定	月曜日～金曜日
	土・日・祝日及び
	小学校の夏休み・冬休み・春休み期間中は休み (預かり保育有)
2・3号認定	月曜日～土曜日
	(日・祝日・年末年始は休み)

※小規模保育施設については各施設にお尋ねください。

記入例

令和5年11月26日

保護者氏名 吉崎 太郎

吉崎市長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	(ふりがな) 氏名 いき はると 吉崎 遥翔	生年月日 令和2年10月10日生	性別 男 ・女	障害者手帳の有無 有 無
	個人番号 123456789012			
保護者住所・連絡先	(住所) 吉崎市郷ノ浦町本村触562番地 (連絡先) 父：090-0123-4567 (電話番号) 母：090-8765-4321			
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の有無(※)	<input checked="" type="radio"/> 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) <input type="radio"/> 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況

区分	(ふりがな)氏名	児童との続柄	生年月日	性別	個人番号	職業又は学校名等	前年度分(当年度分)市町村民税課税の有無	備考
児童の世帯員	いき だろつ 吉崎 太郎	父	昭和60年1月1日	男 ・女	0123 4567 8901	玄海漁協株式会社	有 ・無	
	いき あいこ 吉崎 愛子	母	昭和60年1月2日	男・ 女	2345 6789 0123	郷ノ浦中学校	有 ・無	
	いき こころ 吉崎 こころ	姉	平成22年1月3日	男・ 女	3456 7890 1234	盈科小学校	有 ・無	
	いき はじめ 吉崎 ー	兄	平成27年1月4日	男 ・女	4567 8901 2345	郷ノ浦幼稚園	有 ・無	
				年 月 日	男・女			有 ・無
生活保護の適用の有無 適用無し ・適用有り(平成 年 月 日保護開始) 市の方で確認します。								

②利用を希望する期間及び希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	事業所番号*
	第1希望 武生水保育所 (希望理由) 自宅に近いから	
	第2希望 吉崎保育園 (希望理由) //	
	第3希望 石田こども園 (希望理由) 通勤場所に近い	

- 「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。*印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
- 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

(表面)

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input type="checkbox"/> 就労等 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ） 該当する項目に☑をつけてください。 労時間・日数等や疾病の状況など）	
	母	<input type="checkbox"/> 就労等 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	月曜日から土曜日まで		7時30分から18時30分まで

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

生活保護受給世帯については、福祉事務所へ意見を求めることにも同意します。

保護者氏名 **吉岐 太郎**

*市記載欄

署名が必要です。

受付年月日	年 月 日	
認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由)		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
年 月 日認定		
支給(入所)の可否		支給(利用)期間
可・否 (否とする理由)		自 年 月 日
〔 <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型 〕		至 年 月 日
入所施設(事業者)名		
(<input type="checkbox"/> 認定こども園(<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保)) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型(<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)		
備考		

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定(年 月 日契約(内定))) ・ 無
備考	

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準
別表第1 基準指数

番号	保育に当たる保護者の就労等形態				基準指数	認定期間			
	類型		細目						
1	就労	居宅外労働 (その他)	外勤	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	20	事由継続で就学前まで 最長3年間		
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18			
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16			
			自営	月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	18			
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16			
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14			
			月12日以上	1日6時間以上の就労を常態	8				
			月8日以上	1日8時間以上の就労を常態	6				
				上記以外の外勤・自営	3	3箇月※			
		2	就労	居宅内労働 (その他)	自営	月20日以上		1日8時間以上の就労を常態	20
	1日6時間以上8時間未満の就労を常態					18			
	1日4時間以上6時間未満の就労を常態					16			
自営	月16日以上				1日8時間以上の就労を常態	18			
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16			
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14			
	月12日以上			1日6時間以上の就労を常態	8				
	月8日以上			1日8時間以上の就労を常態	6				
				上記以外の自営	3	3箇月※			
	内職 (その他)			1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14	最長3年間 (就学前)			
		1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12						
		上記以外の内職	3	3箇月※					
3	求職活動	求職(求職準備等を含む) (その他)	内定	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	10	3箇月※		
						1日6時間以上8時間未満の就労を常態		9	
						1日4時間以上6時間未満の就労を常態		8	
				月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	9			
						1日6時間以上8時間未満の就労を常態		8	
						1日4時間以上6時間未満の就労を常態		7	
			月12日以上	1日6時間以上の就労を常態	5				
				月8日以上	1日8時間以上の就労を常態	4			
					上記以外の内定	3			
				未定	公共職業安定所の記録により1か月以上前から定期的に求職活動をしていると認められる場合	3			
	求職中(就労先未定)(上記以外)	1							
4	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など			20	最長3年間 (就学前)			
5	妊娠 出産	出産前: 出産予定月の前2箇月 出産後: 出産月の後2箇月			20	左記期間内			
6	就学	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態			番号1を準用	在学期間内			
		日中、就学技能習得が内定している場合(その他)			番号3を準用	3箇月※			
7	病気が 障がい	病気	在宅療養	1か月以上入院している場合(入院予定を含む。)		20	事由継続で就学前まで 最長3年間		
				精神性	常時病臥・感染症			20	
					精神障害者福祉手帳1～3級			20	
					上記以外の程度			17	
					医師が1か月以上の安静を要すると診断した場合			17	
				一般療養	医師が1か月以上の通院加療を要すると診断した場合			13	
					障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・B1		20	
						身体障害者手帳3級、療育手帳B2		18	
身体障害者手帳4級以下		12							
8	介護 看護	居宅外 (その他)	週5日以上日中週30時間以上(重度心身障がい者等)の介護を通常		20	3箇月※			
			週5日以上日中週20時間以上の介護を通常		16				
			週5日以上日中週16時間以上の介護を通常		14				
			上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)		3				
		居宅内 (その他)	全介護を必要とする場合(重度心身障がい者等、要介護認定3・4・5程度)		20		最長3年間 (事由継続で就学前まで)		
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2程度)		17				
			支援を必要とする場合(要支援)		15				
			上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)		3				
9	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			20	最長3年間			
10	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合			20	最長3年間			
11	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない者				(事由継続で就学前まで)			

- ※1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。(基準指数)
2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就労先未定)の指数とする。
3 保護者が保育の必要な事由(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況を取り指数を決定する。
4 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。
5 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし、休息時間は含む。
6 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。
7 求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明等が提出された場合、就労や就学の期間とする。
8 保育短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等による指数とする。
ただし、勤務日数を減らす場合は、終期が明記されていても減らした後の勤務日数からの指数とする。

別表第2 調整指数

項目		条件 (「保育所等」とは、保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育をいう。)		指数	
加算指数	個人加算	1	引き続き3年以上就労を継続している場合※	2	
		2	引き続き1年以上3年未満の就労を継続している場合※	1	
		3	保育士として月20日以上1日6時間以上の勤務をする場合※	1	
	就労状況	4	生計中心者の失業(自発的失業を除く)により就業の必要性が高い場合	3	
		5	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時点で保育所等に入所している場合や出産要件で入所申込の場合を除く。) ※次年度は、一斉受付の締切日から4月14日までの復帰者を含む。	1	
		6	同居者なしの母子(父子)家庭で、就労(又は就学・技能取得)を継続している又は内定している。 ※同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む。	5	
		家庭状況	7	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合 ※福祉事務所等関係機関から意見を求める。	2
			8	父母のどちらか一人が不存在(死亡・離婚・未婚など)の場合	4
			9	父母の両方が不存在(死亡など)の場合	7
	10		父母の一人が単身赴任、3か月以上入院などにより不在の場合	2	
	11		子ども(4月1日現在18歳未満)が2人以上いる場合(2人を超える場合は、1人に対し1点加算)	1	
	障がい	12	保護者が身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、B、精神障害者保健福祉手帳1～3級1つを所持している場合◎	3	
		13	保護者が視聴覚又は言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合◎	2	
		14	保護者が常時病臥、精神病(手帳なし)、感染症等で居宅療養している場合◎	2	
		15	同一世帯に視聴覚又は言語に関して身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、B、精神障害者福祉手帳を所持している者がいる場合(保護者及び入所申込児童を除く。)	1	
	児童の状況	16	特別支援と判定された場合	2	
		17	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合(新年度選考時は、卒園予定児童を除く。)又は同時に2人以上の申し込みをしている場合◎	2	
		18	多胎児が同時に申し込みをしている場合◎	4	
		19	地域型保育を入所期間満了で卒園する場合(これに該当する場合、番号20及び番号21は加点しない) ※連携施設を自己の判断により選択しなかった場合は除く。	4	
		20	認可外保育施設などに有料で1箇月以上前から、週4日以上、かつ、1日4時間以上の預託をしている場合(所定の証明書が必要。また入所待機での一時預かり以外の一時預かりについては加点しない。) ※就労等保育認定該当する事由のため預託している場合に限る。	3	
		21	認可外保育施設などに有料で1箇月を経過していないが、週4日以上かつ、1日4時間以上の預託をしている場合(所定の証明書が必要。また入所待機での一時預かり以外の一時預かりについては加点しない。) ※就労等保育認定該当する事由のため預託している場合に限る	2	
		22	保育所等の移行希望者(兄弟が別施設のため、同一施設に移行する場合)	3	
減算指数	同居祖父母	23	同居している65歳未満の保護者の父母が無職、求職中又は月64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たる事ができない場合を除く。) ※同一世帯には、同一住所又は同一建物の場合を含む。	-10	
		24	勤務形態が自営の父母や、勤務先の経営者が自身又は親族である父母が、仕事内容・実績の分かる書類を提出できない場合	-10	
	保育料等滞納	25	入所児又は卒園児の利用負担(保育料)等を3箇月以上滞納している場合	-3	
		26	利用者負担(保育料)等の滞納が高額となっている、又は滞納月数が10か月以上となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	滞納月数×-2	
	広域入所	27	市外在住者(転入予定者を除く。)で、勤務地が市内の場合	-10	
		28	市外在住者(転入予定者を除く。)で、勤務地が市外の場合	-20	
その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)		20		

- ※ 1 調整指数の加減算は、基本指数に対して行う。
 2 番号1～3は、父母ともに該当する場合、それぞれ指数を加点する。
 3 番号12～14、17～18はそれぞれ重複して加算しないものとする(◎)
 4 調整指数のうち加算指数は、保護者からの申し出に基づき必要な書類が提出された場合に適用する

■利用調整指数について

利用調整指数は、父母それぞれの基準指数に調整指数を加えて算出します。

(例) ・父親が月20日以上1日8時間以上居宅外労働をしている・・・基準指数20
 ・母親が月18日以上1日7時間の居宅外労働をしている・・・基準指数16
 ・父母共に引き続き3年以上就労を継続している・・・基準指数4
 「1 実施指数」
 番号1 居宅外労働から
 「2 調整指数」
 (2+2) 加点指数・番号1から

※この世帯の利用調整指数は、20+16+4=40点となります。

■入所の選考について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合などには、利用調整(あっせん)が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

- 1 壱岐市在住者(転入予定者も含む。)
- 2 同居者なしの母子・父子世帯(同居者には住所が別であっても生計を共にしている場合を含む)
- 3 生活保護世帯(ただし、福祉事務所等関係機関からの意見を求めます。)
- 4 同世帯に障がい者がいる場合
- 5 既に兄弟姉妹が保育所等へ入所しており、同じ保育所等となる場合
- 6 養育している未就学児の人数が多い場合
- 7 令和5年度(利用者負担額切り替え後は令和6年度)市民税所得割額の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯を優先する。)
- 8 証明書等提出書類が全て提出されている者

保育料について

1・2号認定の子どもさんは令和元年10月から保育料が無償化となりました。

年齢区分	認定区分	保育料	副食費（おかず・おやつ等）	対象保育所（園）
満3歳以上	1号認定子ども	無償化	0円	へき地保育所
			2,000円	石田こども園
	2号認定子ども	無償化	0円	へき地保育所
			2,500円	認可保育所 石田こども園
満3歳未満	3号認定子ども	*各世帯ごとに算定	保育料に含まれています	

保育料決定方法

保育料は以下の2点を元に決定します。

- ① 保育必要量（保育標準時間/保育短時間）
- ② 父母及び生計主宰者である者の市民税額合計

利用者負担額の階層は、父母及び生計主宰者である者の市民税額合計により決定します。

※父母の市民税額合計が第2階層に該当する世帯は、祖父母等を含めた、その世帯において最も多い市民税課税額である方の課税額を含んで、利用者負担額階層を決定します。

（次ページの基準月額表をご参照ください）

令和6年度 保育料算定方法（令和5年10月1日現在）

	算定基礎項目	市民税額の課税根拠
前期（4～8月分）	令和5年度の市民税額	令和4年1月1日～12月31日の所得
後期（9～3月分）	令和6年度の市民税額	令和5年1月1日～12月31日の所得

※算定する市民税課税額には以下の控除を適用せず、控除がなかったものとして税額を計算します。

【寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除】

保育料の変更について

家庭の状況の変化による、保育必要量の変更または市民税額の変更があった場合は、いきいろ子ども未来課が事実を確認した日の翌月分から、利用者負担額を変更します。

延長保育料

保育短時間認定の方で、お迎えの時間が16時30分を超えた場合は、延長保育料をいただきます。（1時間あたり100円）

*午後4時30分～（100円） ・5時～（200円） ・6時（300円）

保育所利用者負担額（保育料）基準月額表（令和5年10月時点）

単位：円

階層	階層区分	推定年収	保育必要量	市の基準月額			
				3歳未満児			3歳以上児
				第1子	第2子	第3子以降	
1	生活保護世帯			0	無料※1 （名古屋市独自政策）		無料
2	市民税非課税世帯	～260万円		0			
3-1	非課税 (均等割額のみ課税)	～270万円	短時間	11,700			
			標準時間	12,000			
3-2	48,600円未満	～330万円	短時間	15,700			
			標準時間	16,000			
4-1	57,700円未満	～360万円	短時間	20,000			
			標準時間	20,300			
4-2A	77,101円未満	～470万円	短時間	25,500			
4-2B	97,000円未満		標準時間	26,000			
5-1	133,000円未満	～550万円	短時間	33,400			
			標準時間	34,000			
5-2	169,000円未満	～640万円	短時間	41,200			
			標準時間	42,000			
6-1	235,000円未満	～750万円	短時間	44,700			
			標準時間	45,500			
6-2	301,000円未満	～930万円	短時間	48,100			
			標準時間	49,000			
7	397,000円未満	～1,130万円	短時間	50,100			
			標準時間	51,000			
8	397,000円未満	1,130万円～	短時間	51,100			
			標準時間	52,000			

※1 第2子以降保育料無償化について

従来の年齢要件・同時施設利用等の要件を撤廃し、各世帯における第2子以降の保育料は無償化となります。

○第2子以降で保育料無償化の対象となっていた0～2歳児が3歳以上になった場合には副食費は発生しますのでご了承ください。

○18歳以上の兄弟がいる場合、その兄弟から第1子として数えるかは生計を同一にしていることを条件とします。その場合は基本的に保護者からの申立書をもって認定を行います。

ひとり親世帯等に係る軽減制度について

特別認定（ひとり親家庭世帯・在宅障がい者がいる世帯）の利用者負担額（3歳未満児の保育料）は、以下の通りです。

階層	階層区分		推定年収	保育必要量	3歳未満児		
					第1子	第2子	第3子以降
2	市民税非課税世帯		~260万円	短時間 標準時間	0		
3-1	市民税所得割	非課税 (均等割額のみ課税)	~270万円	短時間 標準時間	5,350 5,500	0	無料
3-2		48,600円未満	~330万円	短時間 標準時間	7,350 7,500		
4-1		57,700円未満	~360万円	短時間 標準時間	9,000 9,000		
4-2A		77,101円未満	~470万円	短時間	9,000		
				標準時間	9,000		

○副食費の免除について

特別認定（ひとり親家庭世帯・在宅障がい者がいる世帯）の場合、世帯の市民税所得割額の合計額が77,101円未満の世帯については、副食費が免除となります。

その他保育料・副食費について

○年度途中で満3歳となり、3号認定から2号認定に変更になった場合にも、その年度は3号認定の保育料となります。

○月途中入所（退所）した場合、保育料は日割り計算を行います。

○連続して14日以上欠席されることを事前に2週間前までに連絡された場合は、その日数に応じて副食費の減額調整を行います。

○副食費の免除対象は以下の2点の場合です。

- ① 年収360万未満相当の世帯に属する子ども
- ② 1号認定子ども：小学校3年以下の範囲において第3子以降の子ども
- ③ 2号認定子ども：小学校就学前の範囲において第3子以降の子ども

納期限・納付方法について

毎月の最終日（土日祝日の場合は翌営業日）までに月額で納めてください。
未納の保育料がある場合、保育所をやむを得ず退所していただくことがありますので、
ご注意ください。

納付方法は①納付書での支払い②口座振替がお選びいただけますが、壱岐市では口座振替を推奨しています。

（納付書での支払い）

- 前期（4月～8月）と後期（9月～3月）の保育料決定通知に納付書を同封してお渡しします。まとめてお支払いいただくことも可能です。
- 納付書を紛失した等の場合、いきいろ子ども未来課で再発行を行いますので、お問い合わせください。

（口座振替）

- 毎月の最終日（土日祝日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。
- 対象金融機関に通帳・印鑑をご持参の上、依頼書を提出してください。
対象金融機関：十八親和銀行、ゆうちょ銀行、農協、信漁連

現況届の提出・2年目以降の保育所利用について

11月～12月中旬に、施設から現況届の提出をお願いしています。入所申込時から家庭の状況等（就労場所・時間等）に変更があった場合にお知らせください。
また、次年度の利用施設を変更したい場合には、現況届にその旨を記入し、提出してください。（入所調整等により、希望通りにならないことがあります）
幼稚園へ利用を変更したい場合には、現況届にその旨を記載し、別途幼稚園に新規申込の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

保育所の入所に関するよくある質問

Q 慣らし保育を利用したいのですが、可能でしょうか？

A 認可保育所では慣らし保育を実施しています。（小規模保育施設については、施設に直接お問い合わせください）最長で2週間実施することが可能ですが、期間については面談時に保育所で確認してください。

※慣らし保育…子どもが新しい環境に慣れるために、一定の準備期間を通して少しずつ保育施設に通うこと

Q 保育所を退所したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A 退所届を保育所もしくはいきいろ子ども未来課に提出してください。

Q 年度途中で入所をしたいのですが、どこの保育所も空いていないと聞きました。どのような手続きができますか？

A 保育所入所の申請により待機となった場合には、待機児童通知書を交付しています。その後、入所が可能になった場合にはいきいろ子ども未来課より連絡いたします。また、保育所入所の申請は入所希望日の1カ月前から受け付けています。

Q 現在求職活動中なのですが、保育所の入所は可能でしょうか？

A 申請は可能ですが、利用調整の観点から、入所できないことがあることをご了承ください。

Q 保育所と幼稚園の違いを教えてください。

A 以下の表をご参照ください。

	保育所	幼稚園
対象児	0歳～小学校就学前の保護者の事情で保育を必要とする乳幼児	満4歳～小学校就学前の幼児 (郷ノ浦幼稚園のみ満3歳～小学校就学前の幼児)
1日の教育・保育時間	午前7時半～午後6時半	午前8時～正午 (4時間を基準)
預かり保育	/	【授業日】 通常の教育課程に係る 教育時間の終了後から午後6時まで
		【長期休業日】 午前8時30分から午後6時まで
		※土日祝日・8/13～16、12/28～翌年1/5及び 春休み期間中の預かり保育は実施していません
昼食	自園調理	弁当持参

その他保育サービス

一時預かり保育（一般型）

育児の負担軽減を目的に、子育て支援の一環として行われる保育サービスです。

【利用対象者】

市内に居住する乳幼児（一時的居住可）

【申込方法】

一時預かり保育申請書・同意書をご記入の上、いきいろ子ども未来課または保育所にご提出ください。登録決定通知を市から送付後に、施設で面談を行います。

【利用できる日】

週4日以内、月16日以内

※希望日に利用者が集中した場合や、保育所の行事等、都合によってはお断りすることがあります。

【保育時間】

7：30～18：30の間

【利用負担金（1日当たり）】

0歳児	2,000円/日
1・2歳児	1,500円/日
3歳以上児	1,000円/日

※半日利用の場合は上記から半額となります。

【実施保育所（令和5年10月1日現在）】

武生水保育所	0920-47-0741	勝本保育所	0920-42-0093
芦辺保育所	0920-45-1104	八幡保育所	0920-45-2766
石田こども園	0920-44-5062		

○利用についての詳細・準備品等、不明な点は希望の保育所にお尋ねください。

病児保育

子どもが風邪をひいたり、熱を出したり、また病気回復中で保育所などに行けず家庭で育児ができない場合に一時的にお預かりします。

【利用対象者】

市内在住の生後6か月～小学3年生

【実施施設・申込方法】

江田小児科内科医院（彦岐市石田町印通寺浦302）

申込の際は施設までお電話（0920-44-5022）にてお問い合わせください。

【利用料金】

ア生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
イ所得税非課税世帯	1,000円/日
ウ所得税課税世帯	2,000円/日

○利用登録・申し込み時には印鑑が必要です。

○ア・イの方は印鑑とは別に次の証明書が必要です。

ア…生活保護診療依頼書、市民税非課税証明書

イ…源泉徴収票、確定申告（控）など

【利用時間】

月～金曜日	8：30～17：30
土曜日	8：30～12：30

日曜日・祝日・お盆・年末年始は休み ※詳細はお問い合わせください。

【利用できる期間】

連続7日以内（原則）

【その他 注意事項】

○食事はお弁当持参（原則）をお願いします。

○利用料とは別におやつ代（実費）が必要です。

いきいろ子ども未来課よりお知らせ

1. 「こども家庭センター いきいろ」を開設しました！

児童福祉と母子保健の連携を強化し、一体的な支援体制を構築するため、令和5年4月1日に「こども家庭センターいきいろ」を市役所郷ノ浦庁舎内に開設しました。

※母子保健を担う子育て世代包括支援センターの役割が、芦辺庁舎から郷ノ浦庁舎に移転しました。

2. 「壱岐市結婚・出産・子育て支援サービスガイドブック」を作成しました！

壱岐市が行う子育て支援等の事業を広く市民の皆様にご覧いただくために、ガイドブックを作成しました。壱岐市 HP に記載しているほか、各支所・事務所窓口等で配布していますので、是非ご活用ください。



こちらの QR コードから、ガイドブックのダウンロードが可能です。

壱岐市役所 いきいろ子ども未来課

郷ノ浦庁舎 地下1階

TEL 0920-48-1117

本手引きに掲載している内容は、R5年10月時点のものです。

変更・修正がある場合があります。